

新潟大学附属特別支援学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危険性を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

この基本方針は、「いじめ防止対策推進法」「新潟県いじめ防止基本方針」に基づき、本校におけるいじめ対策の方針及び対策等全体に係る内容を定める。

2 いじめに対する考え方と職員の基本姿勢

- ・「いじめ」の定義については、「いじめ防止対策推進法」の定義と同義に以下のように捉える。「児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等は心身の苦痛を感じているもの」をいう。
- ・「いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも起こりうる」という認識をもち、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で主体的にいじめ対策に取り組む。
- ・児童生徒一人一人が安全に安心して学校生活を過ごし、学ぶことができる環境を整えるとともにいじめを生まない教育活動の実践に努める。
- ・いじめを受けた児童生徒の早期発見、生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し実効的な取組を行い、本校教職員、家庭、学部、附属学校、地域、その他の関係者の連携・協力の下に行う。

3 いじめを未然に防止するために

(1) 魅力ある集団作りと教育活動の充実に努める

- ・児童生徒一人一人の変化に気付き、教師間での情報共有を密に行う。
- ・児童生徒一人一人が自分の良さを実感し、自己有用感や自分の居場所を感じることができるよう集団作りに努める。
- ・児童生徒の思いやりの心や命を大切にすることを育むための道徳教育や学級指導の充実に努める。たとえば、人とのかかわり方、コミュニケーションなどを取り上げた体験的な学習活動の中でいじめの傍観者に焦点をあてたロールプレイを行う。

(2) 児童生徒への啓発

- ・いじめは許されない行為であることを一貫した態度で生徒へ示す。
- ・「いじめ見逃しゼロ」標語・絆ポスターコンクールへの参加等で児童生徒の自発的な取組を促し、いじめに向かわない態度と社会性を育む。たとえば、完成した標語やポスターを全校集会で発表したリ、校内に掲示したりする。

(3) 保護者・地域に対して

- ・児童生徒が発する変化のサインに気付き、学校に相談できるように情報共有を密に行う。
- ・いじめの解決には学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを保護者集会、学校運営協議会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

4 「いじめ」の早期発見

(1) 観察・見守りの充実

- ・児童生徒の日々の様子に目を配り、変化を見逃さない。
- ・児童生徒の校内外の人間関係について注意深く観察し、気になることを見逃さずに声掛けや情報収集を行う。

(2) 教育相談の充実

- ・児童生徒全員に対して、定期的に教育相談を実施する。(学期に1回)
- ・高等部生徒に対して、いじめ等に関するアンケートを実施する。(学期に2回)
- ・気になる児童等については必要に応じて個別に相談を設定し、気持ちの聞き取りを十分に行う。

(3) 保護者との連携

- ・児童生徒の様子について、連絡帳や電話、家庭訪問などで密に連絡を取り合い、良好な関係の変化を見逃さないという共通の認識をもてるように働きかける。

5 「いじめ」への早期対応

(1) 対象児童生徒(加害・被害生徒)への迅速な対応

- ・情報収集と事実確認の下、生徒の安全を第一に考え対応する。
- ・児童生徒の気持ちに寄り添い、課題解決に向けて段階的・継続的に支援する。

(2) 職員体制

- ・本校におけるいじめの未然防止、早期発見及び適切な対処に関する措置を実効的に行う組織として、「いじめ防止委員会」を設ける。構成員は、次の通りである。

校長，教頭，学部主事，生徒指導主事，養護教諭，その他校長が認める教員

- ・学校がいじめと疑われる情報を把握した場合は、速やかに「いじめ防止委員会」を開いて事実関係を分析し、いじめと断定した場合は、学校として対処方針を検討・決定し解決に向けた組織的な措置を講ずる。
- ・当該いじめに関する一連の推移を振り返り、いじめの再発防止に向けた取組を行う。

6 インターネット等の情報ツールによる「いじめ」の対応

- ・情報モラルについて、児童生徒の発達段階に応じて適切な指導を行う。
- ・情報ツールに対する正しい知識をもつために、情報モラルの指導を、児童生徒の実態と課題を踏まえて行う。
- ・発信された情報の高度な流通性、発信者の匿名性その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処するための啓発をPTAと連携して進める。

- ・インターネットに不適切な書き込みがあった場合には、被害の拡大を避けるため、管理者への削除要請を依頼する等必要な措置を取る。

7 重大事態への対処 ※重大事態の意味は「新潟県いじめ防止基本方針」による児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いが認められる場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合には、次の対処を行う。

- ・当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。
- ・重大事態が発生した旨を、国立大学法人及び県教育委員会に報告する。
- ・いじめの被害を受けた児童生徒や、情報を提供した生徒を守るための措置を講じる。
- ・いじめの加害児童生徒に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導・支援する。
- ・調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し事実関係その他の必要な情報を、積極的かつ適切な方法で提供する。
- ・上記調査結果については、国立大学法人を通じて文部科学大臣に報告するとともに、必要に応じ県教育委員会に報告をする。
- ・いじめの被害を受けた児童生徒には状況に合わせて継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰への支援や、学習支援を行う。
- ・当該事態の事実に真摯に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。